

# 厚木市営自転車等駐車場指定管理者募集要領

令和5年7月

厚木市

## 目 次

1	指定管理者制度の趣旨	3
2	施設の概要	4
	(1) 施設名称	4
	(2) 所在地	4
	(3) 施設の設置目的	4
	(4) 施設等の概要	4
3	指定管理者が行う業務の内容	4
	(1) 施設の運営に関する業務	4
	(2) 施設の維持管理に関する業務	4
	(3) その他の業務等	5
4	指定管理業務等に係る経費等の取扱いについて	5
	(1) 経費の支払について	5
	(2) 指定管理料の額	5
	(3) 収入として見込まれるもの	7
	(4) 管理口座	7
5	指定期間	7
6	管理の基準	7
	(1) 法令等の遵守	7
	(2) 個人情報の取扱い	8
	(3) 文書等の取扱い	8
	(4) 事業計画書、事業実績報告書及び事業月次報告書の提出	8
	(5) モニタリングの実施	8
	(6) 労働条件審査の実施	8
	(7) その他	9
7	事故への対応及び損害賠償	9
8	応募資格	9
	(1) 申請ができる者	9
9	申請等の手続	10
	(1) 募集要領等の配布	10
	(2) 提出書類	10
	(3) 現地説明会（見学会）	11
	(4) 質疑事項	12
	(5) 申請事項	12
	(6) ヒアリング審査	13
	(7) 留意事項	13
	(8) 申請に係る経費	13
10	事業計画書及び収支計画書の作成について	13
	(1) 事業計画書	13

(2) 収支計画書	14
11 選定方法	15
(1) 選定基準	15
(2) 選定評価委員会	15
(3) 選定手続	15
(4) 選定結果の通知及び公表	15
12 基本協定書等の締結	16
(1) 基本協定書の主な内容	16
(2) 協定の締結に際し必要な事項	16
(3) 協定が締結できない場合の措置等	16
13 その他の事項	16
(1) 従業員へのヒアリング	16
(2) 事務引継業務	16
(3) 指定管理者の指定の取消し等	17
(4) 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について	17
(5) 事業の報告	17
(6) 公租公課について	18
(7) 厚木市公契約条例について	18
(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応	18
14 問い合わせ先	18
<b>【添付書類及び様式集】</b>	<b>19</b>

# 厚木市営自転車等駐車場指定管理者募集要領

## 1 指定管理者制度の趣旨

指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者等が有する発想及びノウハウを活用することにより、住民サービスの向上及び経費の節減につなげようとするものです。

本市では、厚木市営自転車等駐車場の管理に当たり、指定管理者制度を平成 18 年 4 月から導入していますが、現在の指定管理者との協定が令和 6 年 3 月で終了するため、令和 6 年度から 5 年間の指定管理者を募集いたします。

指定管理者の指定に当たっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

<根拠法令>

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

厚木市営自転車等駐車場条例（昭和 57 年厚木市条例第 32 号）

（指定管理者による管理）

第 9 条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

## 2 施設の概要

### (1) 施設名称

厚木市営自転車等駐車場

### (2) 所在地

	名 称	所在地
1	愛甲石田駅北口自転車等駐車場	厚木市愛甲1丁目3番4号
2	愛甲石田駅南口自転車等駐車場	厚木市愛甲東1丁目2番17号
3	愛甲石田駅北口第2自転車等駐車場	厚木市愛甲1丁目972番地1
4	中町2丁目自転車駐車場	厚木市中町2丁目7番17号
5	本厚木駅北口自転車等駐車場	厚木市中町3丁目1番5号
6	旭町2丁目自転車等駐車場	厚木市旭町2丁目2番1号
7	本厚木駅南口自転車駐車場	厚木市旭町1丁目25番1号

### (3) 施設の設置目的

自転車等を利用する者の利便を図るための施設として設置するものです。

### (4) 施設等の概要

#### ア 施設面積及び概要

別紙「厚木市営自転車等駐車場指定管理者仕様書」を参照してください。

#### イ 開場時間等

(ア) 供用時間 午前零時から午後12時まで

(イ) 受付時間 午前7時から午後7時まで（管理人常駐時間）

(ウ) 休 場 日 1月1日から1月3日まで

## 3 指定管理者が行う業務の内容

詳細は、「厚木市営自転車等駐車場指定管理者仕様書」で定めるとおりとします。

### (1) 施設の運営に関する業務

ア 業務員の配置、研修等の実施

イ 使用の許可、使用許可の取消し、使用の中止等に関する業務

ウ 駐車料の減免及び還付等の受付に関する業務

エ 駐車料の徴収、振込みに関する業務

オ 自主事業に関する業務

カ 苦情・要望等に関する業務

キ 損害賠償責任保険への加入

### (2) 施設の維持管理に関する業務

ア 施設内の清掃

- イ 拾得物の取扱いに関する事
- ウ 設備機器保守管理業務
- エ 備品及び消耗品の管理業務
- オ 小規模な修繕（1件当たり50万円未満）
- カ その他施設の維持管理に必要な業務として市が指定するもの

### (3) その他の業務等

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成（毎年度）
- イ 事業実績報告書（利用実績、収支決算書）の作成（毎年度）
- ウ 月次報告書の作成（毎月）
- エ 管理体制の整備等
- オ 利用者台帳の作成・管理に関する事
- カ 個人情報の保護
- キ 厚木市等関係機関との連絡調整
- ク 自己評価の実施
- ケ 指定期間終了に当たっての引継ぎ
- コ その他日常業務の調整、実施及び報告

## 4 指定管理業務等に係る経費等の取扱いについて

### (1) 経費の支払について

指定管理業務に要する経費については、会計年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協定を締結し支払うこととし、支払方法は年度協定により決定します。

### (2) 指定管理料の額

本市が支払う各年度の指定管理料上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、113,340千円以内とし、指定管理者が提案した額とします。

指定管理者が行う業務に係る管理運営経費の積算項目は次のとおりです。

	項目	内容
1	人件費	給与、交通費、超過勤務手当、健康診断料、労働保険、社会保険、賞与及び福利厚生
2	事務費	事務用消耗品、印刷製本費（施設利用申請書等）及び事務機費
3	修繕費	物品修繕費及び施設修繕費
4	管理運営費	管理用消耗品費、光熱水費、電話料（FAX、電話専用回線使用料）、維持管理手数料、委託料（設備等保守点検委託）、保険料、自主事業費、雑費
5	一般管理費	

【参考】令和4年度光熱水費実績

単位：円

	施設名	電気料	電話料	上下水道料
1	愛甲石田駅北口自転車等駐車場	101,788	63,050	18,648
2	愛甲石田駅南口自転車等駐車場	66,143	62,842	18,648
3	愛甲石田駅北口第2自転車等駐車場	32,806	0	0
4	中町2丁目自転車駐車場	1,457,353	212,134	20,905
5	本厚木駅北口自転車等駐車場	2,305,524	131,900	18,648
6	旭町2丁目自転車等駐車場	710,359	197,225	18,648
7	本厚木駅南口自転車駐車場			
	計	4,673,973	667,151	95,497

※本厚木駅南口自転車駐車場に関する光熱水費は、市が負担するため、掲載しておりません。

**【参考】現指定管理者による修繕費**

単位：円

年度	令和3年度	令和4年度
金額	1,338,480	3,294,443

**(3) 収入として見込まれるもの**

- ア 指定管理料
- イ 自主事業からの収入
- ※ 駐車場の使用料は、厚木市の歳入として取り扱います。

**(4) 管理口座**

管理運営に係る費用の支出及び収入は、指定管理者専用口座で管理するものとします。

**5 指定期間**

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

**6 管理の基準****(1) 法令等の遵守**

厚木市営自転車等駐車場の管理に当たっては、地方自治法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等、関連する法令並びに厚木市及び神奈川県条例等を遵守することとします。

ただし、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容を適用することとします。

**【主な関連法規】**

- ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ウ 労働関係法令（労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等）
- エ 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号））
- オ 環境法令等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号））
- カ 警備業法（昭和47年法律第117号）
- キ 厚木市営自転車等駐車場条例（昭和57年厚木市条例第32号）及び施行規則
- ク 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ケ 厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）及び同条例施行規則



- コ 厚木市情報公開条例（平成 13 年厚木市条例第 15 号）及び同条例施行規則
- サ 厚木市暴力団排除条例（平成 23 年厚木市条例第 12 号）
- シ 厚木市公契約条例（平成 24 年厚木市条例第 29 号）及び同条例施行規則
- ス 厚木市環境基本条例（平成 30 年厚木市条例第 4 号）
- セ その他関連する法令並びに市及び神奈川県条例規

## (2) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務上個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

なお、個人情報の保護に関する法律の規定により、指定管理者は、市の安全管理措置が準用され、個人情報の漏えい等の行為には、同法に基づく罰則が適用される場合があります。

## (3) 文書等の取扱い

指定管理者が指定管理業務上作成し、又は取得した文書等は、厚木市情報公開条例第 2 条の規定により行政文書となることから、指定管理者に対し公開請求があった場合の取扱いについては、同条例に基づくものとします。

また、指定期間終了時には、本市の指示に従って当該文書等を全て引き渡していただきます。

## (4) 事業計画書、事業実績報告書及び月次事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度、事業計画書及び地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業実績報告書を作成し、年度終了後 30 日以内に市へ提出するとともに、毎月、前月分の事業の実施状況、駐車場の利用状況及び駐車場料金の収入状況に関する報告書を作成し、翌月末までに市へ報告するものとします。

## (5) モニタリングの実施

本市が定めた指定管理者制度導入施設のモニタリング指針等に基づき、モニタリングを実施します。

## (6) 労働条件審査の実施

本市は、指定管理者の執行する業務について、次のとおり指定期間内に労働条件審査を実施します。

### ア 社会保険労務士による調査の実施

実地調査及び書類の調査を実施しますので、指定管理者は、必要な対応を行うものとします。

### イ 審査実施後の措置

審査の結果、指定管理者に法令違反等があると判断した場合、本市は、指定管理

者に必要な改善措置を講じるよう通知及び是正通告を行います。

## (7) その他

管理の基準に関する細目は、別途、本市と指定管理者の間で締結する協定で定めま  
す。

## 7 事故への対応及び損害賠償

- (1) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者（利用者等）に損害を与え  
た場合には、指定管理者において賠償するものとします。
- (2) 指定管理者は、施設において事故が発生した場合に備えて、あらかじめ事故対応マ  
ニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を本市に報告するものと  
します。
- (3) 運営管理上の瑕疵が原因で第三者（利用者等）に損害を与えた場合に対応するため、  
損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険等の保  
険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。
- (4) 利用者等が躯体又は設備を損傷させた場合には、指定管理者において一次対応を行  
うものとします。

## 8 応募資格

### (1) 申請ができる者

法人その他の団体（以下「団体」という。）（個人での応募は不可）

ただし、本社、支店、営業所等の所在地を本市内に有すること（本市が発行する納  
税証明書を提出することができること）を条件とします。

また、指定管理者として選定された場合は、指定管理期間中この要件を継続するこ  
ととします。

#### ア 共同して行う申請

複数の団体で共同して申請する場合には、複数の団体が共同して構成する団体（以  
下「共同企業体」という。）を組織し、代表となる団体が申請してください。この場  
合において、共同企業体を構成する団体のうち、いずれかが本社の所在地若しくは  
支店又は営業所等を本市内に有することを条件とします。

なお、共同企業体の構成団体となった場合には、別に単独で申請を行うことはで  
きません。

また、複数の共同企業体の構成団体となることもできません。

#### イ 欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。これらの団体が  
行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、構成団体のいずれかが次に該  
当した場合には、当該共同企業体が行った申請を無効とします。

- (ア) 破産者で復権を得ないもの
- (イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されているもの
- (ウ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの
- (エ) 国税及び地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納しているもの
- (オ) 地方自治法施行令に定める出資法人を除き、市議会の議員、市長、副市長又は、市の教育委員会、農業委員会等の委員若しくは監査委員が役員となっている団体（その役員について、地方自治法第92条の2及び同法第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と、同法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務（その職務に関する場合に限る。）を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの
- (カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- (キ) 厚木市暴力団排除条例第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であるもの

## 9 申請等の手続

### (1) 募集要領等の配布

#### ア 配布期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月21日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）

#### イ 配布場所

厚木市協働安全部交通安全課（厚木市役所第2庁舎3階）

#### ウ 市ホームページへの掲載

令和5年7月3日（月）から令和5年7月21日（金）まで

### (2) 提出書類

別添の指定管理者指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、申請してください。なお、提出書類は、返却いたしません。

提出された書類の著作権は団体に帰属しますが、市は提出された書類を団体の承諾を得ず、無償で公表し、使用することができることとします。

書類は、原則としてA4判とし、中央下にページ番号を付してください。また、提出に当たっては、正本1部、副本13部としますが、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支予算書及び事業実施予算書並びに団体概要書については、併せてCD-ROMを提出してください。

## 【提出書類】

- ア 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- イ 指定管理者指定申請書概要
- ウ 事業計画書（第2号様式）
- エ 収支計画書（第3号様式）
  - ※ 指定期間の年度ごとに作成してください。
- オ 労働分野における質問回答書（第4号様式）
- カ 団体の概要書（第5号様式）
- キ 理事、評議員及び役員等名簿（第6号様式）
- ク 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
- ケ 定款、寄附行為その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類
- コ 決算書類等
  - (ア) 法人税の確定申告を行っている団体
    - 申請の日を含む事業年度（以下「申請年度」という。）前3か年度に係る団体の貸借対照表、損益計算書、法人税の確定申告書の控えの写し
  - (イ) (ア)以外の団体
    - a 申請年度前3か年度に係る団体の貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類
    - b 申請年度前3か年度に係る団体の損益計算書、収支計算書又はこれらに相当する書類
    - c 申請年度に設立されたものにあつては、当該設立時における貸借対照表又は財産目録
- サ 申請年度の団体の収支予算書又はこれに相当する書類
- シ 申請年度直前の事業年度における、団体の国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及び当該理由を記載した申立書
- ス 団体の役員の氏名及び略歴を記載した書類
- セ 団体が現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類（申請年度に設立されたものにあつては、現に行っている事業の概略を記載した書類に限る。）
- ※ 共同企業体による申請の場合には、カからシまでの書類は、構成団体ごとに提出してください。
- ※ 指定管理者として決定された場合には、従事社員等の名簿により、社会保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の被保険者であることが分かる書類の確認並びに社員等の健康診断の実施状況の確認をします。

## (3) 現地説明会（見学会）

- ア 開催日時 令和5年7月10日（月）午前10時から
- イ 開催場所 中町2丁目自転車駐車場ほか6箇所
- ウ 内容
  - (ア) 募集要領等の説明

(イ) 厚木市営自転車等駐車場施設の見学

※ 当日、施設は通常の業務を行っているため、一部見学できない箇所がありますので御了承おきください。

エ 留意事項

(ア) 本募集要領等を当日持参してください。

(イ) 参加人数は、申請1団体につき2人までとします。

(ウ) 参加を希望する団体は、参加申込書（第7号様式）に必要事項を記入の上、令和5年7月6日（木）午後5時15分までにEメール(3400@city.atsugi.kanagawa.jp) 又はFAX（046-295-2421）で申し込んでください。

なお、期限を過ぎたものは、受付を行いません。

(エ) 参加者多数の場合には、日時及び場所を変更する場合があります。

(4) 質疑事項

ア 受付期間

令和5年7月3日（月）午前8時30分から令和5年7月14日（金）午後5時15分まで

イ 質問票の様式

別添（第8号様式）を利用してください。

ウ 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

なお、電話や来訪などの口頭等による質問は受け付けを行いません。

(ア) 持参

(イ) Eメール（3400@city.atsugi.kanagawa.jp）

(ウ) FAX（046-295-2421）

※ Eメール及びFAXによる送付の場合は、送付の旨を事前に担当まで電話で御連絡ください。

エ 質疑事項の回答

質疑事項に対する回答は、令和5年7月21日（金）午後5時15分までに、質問者に対し書面で回答するとともに、その内容について、本市のホームページにて公表します。

(5) 申請事項

申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間内に持参してください。

郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。また、提出後において、提出書類の内容を変更することはできません。

なお、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

ア 受付期間

令和5年7月24日（月）から令和5年7月31日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）

イ 受付場所

厚木市協働安全部交通安全課（厚木市役所第2庁舎3階）

## (6) ヒアリング審査

選考に当たり、事業計画書等の内容についてのヒアリング審査を次のとおり予定しています。

なお、応募者が多数の場合には、書類審査により、上位3者程度に絞り込み、ヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査実施の有無及び詳細については、応募者に通知します。

### ア 開催日程

令和5年9月中旬から10月上旬までの間、開催を予定しています。

### イ 場所

本市が別途指定する場所とします。

## (7) 留意事項

### ア 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

### イ 提出書類の取扱い

提出された書類は、個人等に関する情報を除き、公開することがあります。

なお、提出書類は、返却しません。

また、理事、評議員及び役員等の名簿については、厚木市暴力団排除条例による応募資格審査のため、神奈川県警察本部へ照会します。

### ウ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を提出してください。

### エ 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

### オ 本市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

## (8) 申請に係る経費

申請に係る経費については、全て申請者の負担とします。

## 10 事業計画書及び収支計画書の作成について

### (1) 事業計画書

#### ア 事業計画書に記載していただく主な事項

(ア) 施設の適正な管理運営の基本的な理念

(イ) 関係法令等の遵守（関係法令の遵守体制、個人情報保護の対策及び環境方針への配慮と取組）

(ウ) 保安・警備計画（利用者への安全確保、現金等の保管、災害時の対応等）

(エ) 維持管理業務の基本的な考え方（保守点検等の頻度、内容、体制及び再委託に当たっての市内事業者の活用）

(オ) 業務水準の維持及び向上方策（職員の適正な配置、研修体制及び利用者への配

慮)

(カ) 実施事業計画

イ 事業計画作成上の具体的な留意点

(ア) 利用者に対して、正確かつ迅速な対応を図ることができる内容で作成してください。

(イ) 実施事業計画については、利用者にとって魅力のある事業を計画及び立案し、内容、目的、時期、対象者、効果等の内容を具体的に作成し記入してください。

(ロ) 本市では、2050年までにカーボンニュートラルを達成することを目標としたゼロカーボンシティを表明しており、「厚木市カーボンニュートラルロードマップ」を策定して、様々な取組を推進しています。

こうしたことから、実施事業計画については、当駐車場におけるカーボンニュートラル達成に向けた施策を必ず記入することとし、他の実施事業計画と同様に、内容、目的、時期、効果等の具体的な内容を併せて記入してください。

(ハ) 指定管理者の業務を包括的に第三者に委託することはできません。

(2) 収支計画書

ア 収支計画書に記載していただく主な事項

(ア) 本市から支払う経費（指定管理料）

(イ) 事業収入（自主事業への参加者負担金収入等）

(ロ) 施設の維持管理費（人件費、光熱費、清掃費、保守点検費等）

(ハ) 事業の運営費（人件費、イベント費等）

イ 収支計画書作成上の具体的な留意点

(ア) 指定管理料（本市から支払う経費）

各年度の指定管理料は、指定管理料の上限額以内とします。ただし、実際の指定管理料については、提案された経費を基に予算の範囲内で決定しますので、当該範囲内で収支計画書を作成してください。

厚木市営自転車等駐車場指定管理料の上限額

年度	金額
令和6年度	113,340 千円
令和7年度	113,340 千円
令和8年度	113,340 千円
令和9年度	113,340 千円
令和10年度	113,340 千円

※ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づき、分割して支払います。支払時期、額及び方法は協定で定めることとなります。

また、精算は、原則として行わないものとします。

(イ) 指定管理業務の執行に必要な経費、事務用品、消耗品等については、経費に含

めて収支計画書を作成してください。

(ウ) 火災保険については、本市が加入しますが、施設の損害賠償保険等その他保険は、指定管理者が加入してください。

ただし、火災による施設の損傷等で指定管理者の責めに帰する損害が発生した場合には、指定管理者がその損害を負担することとなります。

## 11 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、厚木市指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）が、申請者から提出された事業計画書等について審査を行います。

選定評価委員会における指定管理者候補者の選定を踏まえ、市長が指定管理者候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を指定します。

なお、選定に係る審査基準等については、次のとおりです。

### (1) 選定基準

- ア 住民の公平な利用が確保されること。
- イ 関係法令等の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- ウ 管理業務につき、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができ、必要な人員を確保することができることと認められること。
- エ 安定した経営基盤を有していること。
- オ 事業運営が効果的かつ効率的に行われるものであること。
- カ 応募価格（収支計算書に記載された金額）

### (2) 選定評価委員会

ア 選定評価委員会の役割

指定管理者の指定のため、申請者から提出される書類等を審査し、指定管理者候補者を選定します。

### (3) 選定手続

ア 書類審査

イ ヒアリング審査

団体の代表者（3人まで出席可）から事業計画書の内容、団体の経営状況等について、ヒアリング審査（1団体20分程度を予定）を行います。

なお、応募者が多数の場合には、書類審査により、上位3者程度に絞り込み、ヒアリング審査を実施します（ヒアリング審査実施の有無については、別途応募者に通知します。）。

### (4) 選定結果の通知及び公表

ア 指定管理者候補者の決定後、速やかに申請者全員に通知します。（令和5年10月下旬を予定）

イ 指定管理者の指定について、議会の議決後、速やかに決定者に通知するとともに本市ホームページで公表します。



## 12 基本協定書等の締結

指定管理者に指定された者は、本市と細目の協議を行い、本市との間で基本協定書及び年度協定を締結します。

### (1) 基本協定書の主な内容

- ア 指定期間、管理物件等に関する事項
- イ 業務の範囲及び実施条件に関する事項
- ウ 業務の実施に関する事項
- エ 備品等の取扱いに関する事項
- オ 業務実施に係る確認事項に関する事項
- カ モニタリング及び労働条件審査に関する事項
- キ 指定管理料に関する事項
- ク 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ケ 指定期間の満了に関する事項
- コ 指定期間満了前の指定の取消等に関する事項
- サ 厚木市公契約条例に関する事項
- シ その他に関する事項

### (2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、本市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

### (3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なく協定に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## 13 その他の事項

### (1) 従業員へのヒアリング

現在、駐車場に勤務している従業員に対し、雇用に関するヒアリングを個別に実施していただき、再雇用について努力してください。

また、新たな雇用に当たっては、市内在住者を優先してください。

### (2) 事務引継業務

指定管理者による管理業務の開始までの期間に引継業務として、おおむね次の業務を行っていただきます。詳細については、指定管理者に提示します。

なお、引継業務期間の費用については、指定管理者の負担とします。

- ア 現在の指定管理者からの事務引継ぎ
- イ 事業実施計画書等作成業務

指定管理期間内で実施する事業の具体的な実施計画を本市と協議の上、作成してください。

ウ 各種印刷物等作成業務

各種印刷物等とは、使用申込書、市民向けの広報、施設利用案内パンフレット等及び施設の管理運営を開始するに当たり必要となる印刷物をいいます。

エ 広報宣伝業務

指定管理者が実施する事業等をPRしてください。

オ 本市との連携及び調整業務

カ その他指定管理の開始までに必要な業務

### (3) 指定管理者の指定の取消し等

地方自治法の規定により、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合において、指定管理者は本市に対し、取消し等に係る損害賠償を請求できません。

### (4) 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について

(別紙、「厚木市営自転車等駐車場指定管理者仕様書」を参照してください。)

ア 不可抗力における指定管理の終了

不可抗力による当該施設の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって、本市は、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者による管理を終了します。この場合において、指定管理料は、協定書において定める年額経費を日割計算で精算することとなります。

なお、指定管理者は、本市に対し、取消し等に係る損害賠償を請求することはできません。

イ 緊急事態における施設の使用

本市は、自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用することが必要となった場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ、指定管理者は、誠実に要請に応じなければなりません。この場合における管理費の取扱いについては、指定管理者において著しく不利益とならないことを基本として、本市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

ウ 大規模修繕等に係る対応

緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費の取扱いについては、その都度、本市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

### (5) 事業の報告

指定管理者は、毎月、前月分の事業の実施状況、施設等の利用状況に関する報告書

を作成し、本市に報告するとともに、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、年度終了後 30 日以内に本市に提出することになります。

**(6) 公租公課について**

公租公課は、指定管理者の負担となります。

**(7) 厚木市公契約条例について**

本施設の管理は、労働報酬下限額が適用され、労働報酬下限額以上の労働の対価の支払、労働者等への周知等、厚木市公契約条例施行規則別表第 1 に掲げる事項を契約で定めます。申請に当たっては、厚木市公契約条例、厚木市公契約条例施行規則及び厚木市公契約条例の手引を理解した上で行ってください。

**(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応**

令和 5 年 10 月から導入が予定されているインボイス制度において、駐車料等の收受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、適格請求書発行事業者登録を始め、必要な対応をするものとします。

**14 問い合わせ先**

- (1) 住 所 厚木市中町 3 - 1 7 - 1 7
- (2) 担当部課 協働安全部交通安全課
- (3) 電 話 046-225-2760
- (4) F A X 046-295-2421
- (5) メールアドレス 3400@city.atsugi.kanagawa.jp
- (6) 担当者 竹元

## 【添付書類及び様式集】

### 1 添付書類

- |                                |            |
|--------------------------------|------------|
| (1) 厚木市営自転車等駐車場指定管理者仕様書        | (添付書類別紙 1) |
| (2) 厚木市営自転車等駐車場条例及び施行規則        | (添付書類別紙 2) |
| (3) 厚木市公契約条例に基づく特記事項           | (添付書類別紙 3) |
| (4) 指定管理者候補者選定の審査方針            | (添付書類別紙 4) |
| (5) 指定管理者候補者選定（書類審査）の評価ポイント    | (添付書類別紙 5) |
| (6) 指定管理者候補者選定（ヒアリング審査）評価ポイント  | (添付書類別紙 6) |
| (7) 指定管理者候補者の選定について            | (添付書類別紙 7) |
| (8) 厚木市指定管理者候補者選定の審査方針に係る事務取扱い | (添付書類別紙 8) |

### 2 市ホームページ参照

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| (1) 厚木市個人情報保護条例及び同条例施行規則 | (本市ホームページを参照) |
| (2) 厚木市情報公開条例及び同条例施行規則   | (本市ホームページを参照) |
| (3) 厚木市暴力団排除条例           | (本市ホームページを参照) |
| (4) 厚木市公契約条例及び同条例施行規則    | (本市ホームページを参照) |
| (5) 厚木市公契約条例の手引          | (本市ホームページを参照) |
| (6) 指定管理者制度導入施設のモニタリング指針 | (本市ホームページを参照) |

### 3 厚木市営自転車等駐車場指定申請書 様式集

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 指定管理者指定申請書         | (第 1 号様式) |
| (2) 事業計画書              | (第 2 号様式) |
| (3) 収支予算書及び事業実施予算書     | (第 3 号様式) |
| (4) 労働分野における質問回答書      | (第 4 号様式) |
| (5) 団体の概要書             | (第 5 号様式) |
| (6) 理事、評議員及び役員等名簿      | (第 6 号様式) |
| (7) 現地説明会参加申込書         | (第 7 号様式) |
| (8) 質問票                | (第 8 号様式) |
| (9) 辞退届                | (第 9 号様式) |
| (10) 指定管理者指定申請書概要      |           |
| (11) 指定管理者共同企業体基本協定書様式 |           |